

特許権	判決年月日	令和2年9月15日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10150号		
○ 名称を「空気分離方法」とする発明につきその新規性が争われた事案において、引用例には、低純度酸素を液体として抜き出すことのみならず、気体として抜き出すことが記載されているに等しいというべきであるから、本件審決が、引用例に記載された発明を、低純度酸素を専ら液体として抜き出すものと認定し、これを一致点とせず相違点と認定したことは誤りであるとされた事例。				

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条1項3号, 36条4項1号, 同条6項1号

(関連する権利番号等) 無効2019-800009号事件, 特許第5997105号

判決要旨

1 本件は、発明の名称を「空気分離方法」とする被告の特許について、原告が無効審判の請求をしたところ、不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。

取消事由は、①引用発明1に基づく新規性の判断の誤り(取消事由1)、②引用発明1に基づく進歩性の判断の誤り(取消事由2)、③実施可能要件の判断の誤り(取消事由3)、④サポート要件の判断の誤り(取消事由4)である。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、新規性判断の誤りを理由に審決を取り消した。

(1) 取消事由1(引用発明1に基づく新規性の判断の誤り)について

ア 本件審決は、引用発明1を…、低純度酸素の生成に関し、「高純度酸素が側塔から抜き取られる位置よりも15～25平衡段高い位置で側塔から液体として抜き出され、液体ポンプを通過することにより高い圧力に圧送され、主熱交換器を通過することによって気化され」るものと認定した。

原告は、上記認定を争い、引用発明1は、低純度酸素を専ら液体として抜き出すものではないと主張し、その根拠として記載Aを指摘する。

イ 記載Aは、「Either or both of the lower purity oxygen and the higher purity oxygen may be withdrawn from side column 11 as liquid or vapor for recovery.」というものである。引用例1の他の箇所(…)において、“recover”の用語が最終的な製品を得ることという意味で用いられていることからすると、記載A文末の“recovery”も最終製品の回収のことを意味し、他方で文中の“withdrawn”は、中間的な生成物の抜き出しのことを意味するものと解される(…)。そうすると、記載Aは、…低純度酸素及び高純度酸素のいずれか又は両方は、回収のために、液体又は気化ガスとして側塔11から抜き出されてもよいと訳するのが相当である。

そうだとすると、記載 A からは、引用発明 1 が低純度酸素を専ら液体として抜き出すもので、気体としての抜き出しは排除されている、と理解するのは困難である。

しかも、引用例 1 の全体をみると、引用発明 1 が解決しようとする課題は、低純度酸素及び高純度酸素の両方を高回収率で効果的に精製することができる極低温精留システムを提供することであり、課題を解決する手段は、空気成分の沸点の差、すなわち低沸点の成分は気化ガス相に濃縮する傾向があり、高沸点の成分は液相に濃縮する傾向があることを利用したものであると認められ、図 1 に示されたのは、あくまで、好ましい実施形態にすぎない。図 1 の説明においては、低純度酸素を液体として抜き出し、それにより大量の高純度酸素を得られるとしても、それは、最も好ましい実施形態を示したものであって、引用例 1 に側塔 1 1 から低純度酸素を気体として抜き出すことが記載されていないとはいえない。

ウ また、証拠（…）によれば、本件発明 1 の出願当時、空気分離装置又は方法において、高純度酸素と区別して低純度酸素を回収することができ、その際に、精留塔から、低純度酸素を気体として抜き出す方法も液体として抜き出す方法もあることは、技術常識であったと認められる。上記認定の技術常識に照らしても、引用例 1 には、低純度酸素を液体として抜き出すことのみならず、気体として抜き出すことが記載されているに等しいといふべきである。

エ そうすると、本件審決が、引用発明 1 を、低純度酸素を専ら液体として抜き出すものと認定し、これを一致点とせず相違点 1 と認定したことは、誤りといわざるを得ない。

本件審決は、その余の相違点及び本件発明 2～4 と引用発明 1 との相違点について判断せず、原告被告ともにこれを主張立証していないから、これらの点に係る新規性及び進歩性については、再度の審判により審理判断が尽くされるべきである。

(2) 取消事由 3（実施可能要件の判断の誤り）について

事案に鑑み、取消事由 3 についても判断する。…本件明細書の発明の詳細な説明の記載は、実施可能要件に適合する。

(3) 取消事由 4（サポート要件の判断の誤り）について

事案に鑑み、取消事由 4 についても判断する。…本件各発明…の特許請求の範囲の記載は、サポート要件に適合する。